

荒廃森林緊急整備事業における協定の取り扱いについて

1 協定期間内の皆伐の特例の取り扱いについて

- ・荒廃森林緊急整備事業を実施するにあたり、森林の公益的な機能が持続的に発揮されることを目的に、県と森林所有者の間で「森林環境緊急保全対策事業実施に関する協定書」を締結（協定期間：20年間）。
- ・協定期間中の事業実施箇所の皆伐・転用が禁止されるが、下記の①、②に該当する場合は伐採年度の翌年度末まで再造林を行うことを条件に皆伐を認めることとした。
- ・なお、皆伐・再造林後も20年間の協定期間、現在の協定内容は継続する。
- ・年1回、「評価・検証委員会」に実施状況を報告する。
(令和元年度第2回やまがた緑環境税評価・検証委員会（R1.10.9開催）で承認)

- ①森林病虫害獣被害や気象害、森林火災等の森林所有者の責を負えない事由により、森林の公益的機能が低下している、又は低下の恐れがあり、皆伐・再造林以外の施業では機能回復が望めない場合
- ②標準伐期齢を超え、かつ事業実施の翌年度から起算して10年以上が経過した箇所について、森林経営計画に組み入れ、隣接地と一体的な皆伐・再造林を行う場合

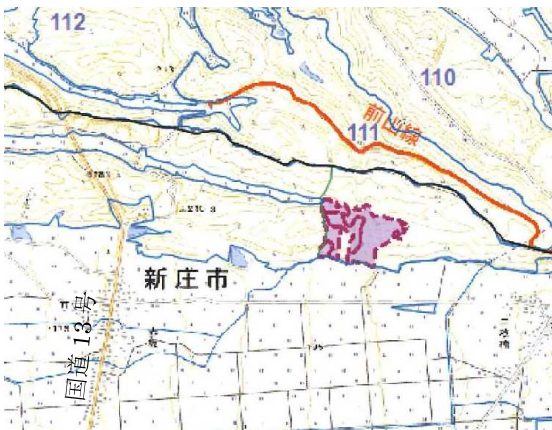
2 令和4年度の特例による皆伐実施地の状況報告について

- ・令和4年度の特例による皆伐実施は1件だった。（新庄市大字萩野地内 4.09ha）
- ・詳細は別添「令和4年度の特例による皆伐実施地の状況報告」のとおり。

別添 令和4年度の特例による皆伐実施地の状況報告

- 1 場 所 新庄市大字萩野字二枚橋地内
- 2 実施事業名 平成19年度荒廃森林緊急整備事業（長期育成林）
- 3 協定締結日 平成19年9月10日
- 4 施 業 種 間伐 4.09ha スギ 23～50年生
- 5 伐 採 率 整備前密度 1200～2500本/ha、整備後密度 700～1700本/ha
伐採率 20～30%
- 6 協議月日 令和5年1月24日
- 7 義務の遂行が困難となった理由 雪害の被害により森林の有する公益的機能が低下する恐れがあるため。
- 8 現地確認月日 令和5年2月3日
- 9 承認月日 令和5年2月6日 最総森第712号
- 10 実施状況
 - (1) 主伐時期（予定） 令和5年2月9日から令和5年5月31日まで
 - (2) 造林時期（予定） 令和7年3月31日まで

位置図 1:25000



林内の状況

